

別紙

光市人口推計等業務仕様書

1 適用

本仕様書は、光市が発注する「光市人口推計等業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

本仕様書に明記していない事項又は疑義が生じた場合及び本仕様書に変更を要する場合は、市との協議により定めるものとする。ただし、軽微な事項は市の指示によるものとする。

2 業務の目的

光市の人口に関する現状分析や将来推計等を行い、光市人口ビジョン（以下「ビジョン」という。）の改定及び第4次光市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に係る基礎資料とするとともに、専門的な見地から総合計画の策定に係るアンケート調査項目の検討やW e b回答環境を整えることにより、円滑なビジョンの改定及び総合計画の策定を実現する。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

また、主な履行期限等の予定はおおむね次のとおりとする。なお、下記は、あくまで現時点で想定する予定であるため、詳細のスケジュールについては、契約後、市との協議の上で決定する。

業務の項目		履行期限等
(1) 人口等の現状分析 (2) 将来人口の推計 (3) 人口の変化が及ぼす影響の考察 (4) 人口の将来展望検討		令和7年10月
(5) ビジョン改定素案の作成		令和8年6月
(6) 総合計画の策定に係るアンケート調査の実施支援		
	ア 調査項目の検討及び案の提出	令和7年8月上旬
	イ W e b回答環境の構築	令和7年9月中旬
	ウ W e b対応通知の作成	
	エ W e b回答データの提供	令和7年10月

※ 令和7年国勢調査結果のうち、人口速報集計が令和8年5月まで、人口等基本集計（確報）が令和8年9月までに公表される予定であるため、これらの公表後は、上記（1）から（5）について、速やかに必要な数値等の調整を行うこと。

4 業務の内容

(1) 人口等の現状分析

各種統計データや国の地域経済分析システム等を活用し、以下の現状把握やグラフ・表等の作成、課題の取りまとめを行う。

ア 人口構造分析

総人口、年齢3区分別人口、1歳階級別人口（人口ピラミッドの作成を含む。）、世帯数並びに一世帯当たりの人数及び子どもの数の状況を分析する。

イ 自然増減に関する分析

出生数及び死亡数の推移、女性の年齢別出生数・出生率の推移等の状況を分析する。

ウ 社会増減に関する分析

転入数及び転出数の推移、転入元及び転出先の時系列及び年齢階級別の状況並びに県内・県外の転出入超過の状況を分析する。

エ 就労の現状分析

産業分類別・年齢別・男女別就業者数、特化係数の状況を分析する。

(2) 将来人口の推計

本市が過去に行った現行の人口推計値と実績値の乖離等の分析・検証を行った上で、最新の人口データに基づき、総人口、3区分別人口の将来値を推計する。

なお、推計期間は、2025年（令和7年）から2060年（令和42年）まで、5年ごとに推計を行うものとする。

(3) 人口の変化が及ぼす影響の考察

上記人口推計の結果を踏まえ、人口の変化が市民生活や経済、市政等に及ぼす影響について、本市において既に生じた事例も踏まえながら分析・考察する。

(4) 人口の将来展望検討

人口に関して目指すべき将来の方向案を提示し、それに基づく自然増減、社会増減に関する仮定を行った上で人口の将来展望（総人口、3区分別人口の合理的な将来値）を複数パターン作成する。

なお、将来展望期間は、2025年（令和7年）から2060年（令和42年）までとし、5年ごとに推計を行うものとする。

(5) ビジョン改定素案の作成

上記(1)～(4)の成果を踏まえながら、市と協議の上で、現行のビジョンをベースとしたビジョン改定素案を作成する。なお、委託期間中に令和7年国勢調査結果（速報値、確報値）が公表された場合は、人口の現状、推計、展望において当該結果を踏まえた調整を行う。

(6) 総合計画の策定に係るアンケート調査の実施支援

総合計画の策定に当たり、次表の3種類のアンケート調査を予定しており、それぞれについて、次の支援を行う。

ア 調査項目の検討及び案の提出

総合計画策定の基礎資料となるアンケート調査項目の検討を行う。特に、地方創生の観点や、次期総合計画では、市民幸福度に関する指標（市民幸福度指標）を設ける予定であることから、その進捗が把握できるよう十分に注意を払い、市と協議の上で必要と考えられる調査項目の案を提案する。

イ Web回答環境の構築

3つのアンケート調査について、これまでの紙ベースでの回答に加え、Webでの回答

を可能とするため、回答者が容易にアクセスでき、円滑に回答できる環境をW e b上に構築する。

ウ W e b対応通知の作成

W e b回答用にW e bでの重複回答を防ぐ措置（例：回答者ごとに異なるQ Rコード及びU R L、I D、P A S Sを記載する等）を講じた通知書データを作成する。

なお、本通知書の印刷製本、封入封緘、郵送、集計分析等は、本業務に含まない。

エ W e b回答データの提供

イで構築したW e b環境への回答を集約したE x c e lデータを市に提供する。

<アンケート調査の種類>

	総合計画の策定に係る 市民アンケート調査	転入者アンケート調査	転出者アンケート調査
設問数 (想定)	40問程度	20問程度	20問程度
調査時期	令和7年10月頃		
調査対象	本市に1年以上在住する 市民1,500人（無 作為抽出）	本市に転入して3年未 満の市民500人（無作 為抽出）	本市から転出して3年 以内の市外在住者50 0人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付、郵送又はW e bによる回答		

5 打合せ協議

業務着手時、中間時、成果品納入時等、少なくとも計3回は対面による十分な打ち合わせを行う。この際は、受託者において記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。また、業務の遂行上疑義が生じた場合などは、随時、対面、電話、メール、W e b会議等での打ち合わせに、双方が真摯に対応する。

6 成果品等

本業務の成果として、次のものを提出すること。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 令和7年度業務報告書（紙媒体） | 1部 |
| (2) 最終業務報告書（紙媒体） | 1部 |
| (3) (1)及び(2)の電子データ | 1式 |
| (4) 業務で作成した資料等の電子データ | 1式 |
| (5) その他本業務に関連する資料等で本市が求めるもの | 1式 |

7 成果品等の帰属

本業務において得られた資料、成果は全て光市に帰属するものとし、受託者は光市の許可なくして第三者に貸与し、又は公表してはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、本業務の開始から完了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際し他人に損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その責任において速やかに弁償及び信頼の回復に努めるものとする。
- (4) 本業務の完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。